

○国立大学法人宮崎大学職員給与規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正	平成17年11月24日	平成18年3月30日
	平成19年3月30日	平成19年11月30日
	平成20年6月26日	平成21年3月30日
	平成21年5月29日	平成21年11月27日
	平成22年3月30日	平成22年11月25日
	平成23年3月30日	平成24年3月29日
	平成24年6月28日	平成25年3月28日
	平成25年9月26日	平成26年3月28日
	平成26年11月27日	平成27年3月26日
	平成27年11月26日	平成28年2月26日
	平成28年3月25日	平成28年11月24日
	平成28年12月22日	平成29年3月23日
	平成29年12月21日	平成30年2月22日
	平成30年3月22日	平成30年12月27日
	平成31年2月4日	平成31年3月28日
	令和元年11月28日	令和2年3月26日
	令和2年5月28日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第27条及び国立大学法人宮崎大学有期契約職員就業規則（以下「有期職員就業規則」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人宮崎大学の非常勤職員を除く職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とし、次に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、俸給、調整給、役職給、異動保障給、広域異動給及び教職調整給とする。
- (2) 諸手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、初任給調整手当、看護職員特例手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当とする。
- (3) 賞与は、期末給及び勤勉給とする。

第2章 給与の支給

(給与の支給日)

第4条 基本給、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び看護職員特例手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）
- (2) 支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日
- (3) 支給日が休日（前2号に規定するものを除く。）に当たるときは、支給日の翌日

2 期末給及び勤勉給は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の支給方法)

第5条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次に掲げるものは、これを控除する。

- (1) 法令等により職員の給与から控除するものとして定められたもの
 - (2) 給与から控除することについて労基法第24条第1項後段の規定により書面で協定されたもの
- 2 前項前段の規定にかかわらず、職員から申出があった場合には、その者の指定する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法によって給与を支払うことができる。

(退職時等の給与の支給)

第6条 職員が第4条に規定する給与の支給日前に退職し、又は解雇された場合であつて、当該職員又は権利者から請求があつたときは、同条の規定にかかわらず7日以内に給与を支給する。

(日割計算)

第7条 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇格等により俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職(死亡による退職を除く。)し、又は解雇された場合は、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員が死亡した場合は、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の場合における俸給の計算は、その月の現日数から国立大学法人宮崎大学に勤務する職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間・休暇等規程」という。)第6条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって行う。
- 5 前4項の規定は、調整給、役職給、教職調整給、初任給調整手当、看護職員特例手当、異動保障給、広域異動給、義務教育等教員特別手当の支給について準用する。

第3章 基本給

(俸給)

第8条 職員の俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、次条の俸給表によりその月額を定めて、これを支給する。

(俸給表)

第9条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員俸給表(別表第1-1)
- (2) 技能・労務職員俸給表(別表第1-2)
- (3) 教育職員Ⅰ俸給表(大学教員)(別表第1-3)
- (4) 教育職員Ⅱ俸給表(附属学校等教員)(別表第1-4)
- (5) 医療職員Ⅰ俸給表(医療技術職員)(別表第1-5)
- (6) 医療職員Ⅱ俸給表(看護職員)(別表第1-6)
- (7) 指定職員俸給表(別表第1-7)

(初任給)

第10条 新たに採用する職員の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。

(初任給基準を異にする異動の場合の俸給)

第11条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の俸給は、その異動後の職務に応じ決定するものとする。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給)

第12条 職員を俸給表の適用を異にして他の職種に異動させる場合におけるその者の俸給は、その異動後の職務に応じ決定するものとする。

(昇格)

第13条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 職員が職員就業規則第11条又は有期職員就業規則第11条の規定により降任された場合には、下位の級に降格させることができる。

(昇給)

第15条 昇給日前1年間に勤務実績があり勤務成績の判定ができる者は、第17条に定めるところにより、上位の号俸に昇給させることができる。

(昇給日)

第16条 前条の規定による昇給日は、1月1日とする。ただし、教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員のうち、宮崎県との人事交流により採用された者の昇給日は4月1日とする。

(昇給の実施方法)

第17条 第15条に規定する職員(指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、昇給日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職員俸給表の適用を受ける職員でその級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその級がこれに相当するものとして学長が指定する職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、学長が決定するものとする。

3 55歳(技能・労務職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する級における最高号俸を超えて行うことができない。

(初任給等の必要事項)

第18条 前8条に規定するもののほか、初任給、昇格、降格及び昇給に関し必要な事項は学長が別に定める。

(調整給)

第19条 同一の俸給表の級を適用する職員のうち、業務の複雑性、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤労環境等その他労働条件に差異があると認めるものについては、調整給を支給する。

2 調整給を支給する職員の範囲、支給額その他調整給の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(役職給)

第20条 管理又は監督の地位にある職員に役職給を支給する。

2 前項に規定する役職給の月額は、労基法第37条第3項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。

3 役職給を支給する職員の範囲、支給額その他役職給の支給に関し必要な事項は学長が別に定める。

(異動保障給)

第21条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)

若しくは国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事業若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるもの、独立行政法人若しくは国立大学法人に使用される者(以下「一般職給与法適用職員等」という。)であった者のうち、給与法に規定する地域手当に相当する給与の支給を受けていた者が、引き続き職員に採用された場合(異動前の地域手当に相当する給与を受けていた地域に6月を超えて在勤していた場合

に限る。)には、異動の日から2年を限度として、異動保障給を支給する。

2 異動保障給の月額、別表第2に定めるところによる。

(広域異動給)

第21条の2 職員が勤務場所を異にして異動した場合において、異動前後の勤務場所間の距離及び異動前の住居から異動後の勤務場所までの距離のいずれもが60km以上となるときは、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、調整給、教職調整給、役職給及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る勤務場所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動給を支給する。ただし、当該異動に当たり広域異動給を支給することが適当でないと学長が認める場合はこの限りでない。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動給を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により前項の規定により更に広域異動給が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動給の支給割合が当初広域異動に係る広域異動給の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動給の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動給の支給割合が当初広域異動に係る広域異動給の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動給を支給しない。

3 一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き職員となった者には前2項の規定に準じて広域異動給を支給する。

4 前3項の規定により広域異動給を支給されることとなる職員が異動保障給を支給される職員である場合における広域異動給の支給割合は、前3項の規定による広域異動給の支給割合から当該異動保障給の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動給の支給割合が当該異動保障給の支給割合以下であるときは、広域異動給は支給しない。

(教職調整給)

第22条 義務教育諸学校等に勤務する職員には、その職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教職調整給を支給する。

2 教職調整給を支給する職員及びその月額は、別表第3に定めるところによる。

3 前2項に規定する教職調整給は、所定労働時間を超えて勤務した場合における時間外勤務手当相当額及び休日勤務手当相当額を含むものとする。

第4章 諸手当

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、別表第4に定めるところによる。

(住居手当)

第24条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。)

(2) 第26条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため

の住宅（国等から貸与された宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

- 2 住居手当の月額、別表第 5 に定めるところによる。

（通勤手当）

第 25 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額は、別表第 6 に定めるところによる。
 - 3 部局等を異にする異動又は勤務する部局等の移転に伴い、所在する地域を異にする部局等に勤務することとなったことにより、通勤に変更を生ずることとなった第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は部局等の移転の直前の住居（以下この項において「直前の住居」という。）からの通勤のため、鉄道の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「高速自動車国道等」という。）を利用しなければ、通勤することが別に定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、直前の住居から通勤のため高速自動車国道等を利用することが、別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものと認められるものである場合に、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、別表 6 の規定にかかわらず、別に定める基準により算出した額と同表の規定による額の合計額とする。
 - 4 前項の規定は、一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き職員となった者について準用する。

（単身赴任手当）

第 26 条 一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、別表第 7 に定めるところによる。

（特殊勤務手当）

第 27 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員には、その勤務に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（初任給調整手当）

第 28 条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による補充が困難であると認める職員には、初任給調整手当を支給する。

- 2 初任給調整手当の月額は、別表第 8 に定めるところによる。

（宿日直手当）

第 29 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

- 2 宿日直手当の額は、別表第 9 に定めるところによる。

(管理職員特別勤務手当)

第30条 役職給を支給される職員(以下「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、別表第10に定めるところによる。

(義務教育等教員特別手当)

第31条 附属学校及び附属幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、別表第11に定めるところによる。

第31条の2 削除

(看護職員特例手当)

第31条の3 医学部附属病院に勤務する医療職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員で、当該手当の受給を選択した後、同意書を提出した職員のうち、学長が特に必要と認めた職員には、看護職員特例手当を支給する。

- 2 看護職員特例手当の月額は、20,000円とする。

(時間外勤務手当)

第32条 所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員(第2項に該当する職員は除く。)には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。))である場合は、その割合に100分の25を加算した割合を時間外勤務手当として支給する。

- 2 所定労働時間が祝日・年末年始となる職員で所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定労働時間を超えて勤務した時間及び休日において勤務した時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、所定労働時間を超えて勤務した時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第33条 休日において勤務することを命ぜられた職員及びこれに準ずる職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を休日勤務手当として支給する。

- 2 所定労働時間を超えて勤務した時間及び休日において勤務した時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、休日において勤務した時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第34条 所定労働時間が深夜とされている職員には、深夜に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

第5章 賞与

(期末給)

第35条 期末給は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。）し、又は解雇された職員（懲戒による解雇は除く。）に支給する。

- 2 職員が次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、期末給は支給しない。
 - (1) 職員が基準日に休職を命ぜられ給与の支給を受けていない場合
 - (2) 職員が基準日に刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合
 - (3) 職員が基準日に停職を命ぜられている場合
 - (4) 基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇（以下「離職」という。）された職員が、離職した日に前3号のいずれかに該当する場合
- 3 期末給の額は、別表第12に定めるところによる。

第36条 次のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末給は支給しない。

- (1) 基準日から支給日の前日までの間に懲戒により解雇された職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた者
- (3) 次条第1項の規定により期末給の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた者

第37条 学長は、支給日に期末給を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが、次のいずれかに該当する場合は、当該期末給の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下この条において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末給を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末給に関する適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき
- 2 学長は、一時差止処分について、次のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末給の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、学長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末給の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（勤勉給）

第38条 勤勉給は、基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。）し、又は解雇された職員（懲戒による解雇は除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

- 2 職員が次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、勤勉給は支給しない。
 - (1) 職員が基準日に休職を命ぜられている場合
 - (2) 職員が基準日に停職を命ぜられている場合
 - (3) 基準日前1箇月以内に離職した職員が、離職した日に前2号のいずれかに該当する場合

- 3 勤勉給の額は、別表第 13 に定めるところによる。
- 4 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉給の支給について準用する。この場合において、第 36 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 38 条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 39 条 削除

第 6 章 給与の計算

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

- 第 40 条 第 32 条から第 34 条まで、第 42 条、第 44 条及び第 45 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、俸給、調整給、役職給及び教職調整給並びにこれらに対する異動保障給、広域異動給、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び看護職員特例手当の合計額を毎年 1 月 1 日を起算日とした 1 年間における 1 月平均所定労働時間で除して得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 32 条及び第 33 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額は、当該勤務が第 27 条に規定する特殊勤務手当を支給されることとなる特殊な勤務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務 1 時間あたりの特殊勤務手当の額を、前項の規定による額に加算した額とする。

(休職者の給与)

- 第 41 条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第 76 条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による休業補償給付等（以下「労災補償等」という。）を受ける場合にあつては、当該労災補償等に相当する額を除いた額）を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされたときは、その休職の期間が 1 年（結核性疾病にあつては 2 年）に達するまでは、俸給、異動保障給、広域異動給、扶養手当、住居手当及び期末給の 100 分の 80 以内を支給することができる。
 - 3 職員が研究による休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、異動保障給、広域異動給、扶養手当、住居手当及び期末給のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
 - 4 職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、異動保障給、広域異動給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
 - 5 職員が前 4 項以外の休職にされたときの給与は、学長が別に定める。

(給与の減額)

- 第 42 条 職員が勤務しないときは、休日である場合、労働時間・休暇等規程第 19 条に規定する有給休暇の場合、又は減額しないことについて特に承認があつた場合を除き、その勤務しない時間につき、第 40 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額を減額して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上の傷病又は通勤による傷病による療養のため労働時間・休暇等規程第 22 条に規定する病気休暇の期間につき労災補償等を受ける場合にあつては、当該期間につき支給される給与額から当該労災補償等に相当する額を除いた額を支給する。

(端数計算)

- 第 43 条 第 40 条に規定する労働時間 1 時間当たりの給与の額及び時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(育児休業者等の給与)

- 第 44 条 職員が育児休業を取得した場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その期間中、給与を支給しない。
- 2 職員が部分休業を申し出て勤務しない場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 40 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
 - 3 第 35 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基

準日に係る期末給を支給する。

- 4 第 38 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉給を支給する。
- 5 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。
- 6 前 5 項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(介護休業者等の給与)

- 第 4 5 条 職員が介護休業を取得した場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その期間中、給与を支給しない。
- 2 職員が部分休業を申し出て勤務しない場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 40 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
 - 3 第 35 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末給を支給する。
 - 4 第 38 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉給を支給する。
 - 5 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

(自己啓発等休業者の給与)

- 第 4 5 条の 2 職員が自己啓発等休業を取得した場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その期間中、給与を支給しない。
- 2 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該自己啓発等休業をした期間を大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのものにあつては 100 分の 100 以下、それ以外のものにあつては 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が別に定めるところにより、俸給を調整することができる。
 - 3 前 2 項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(配偶者同行休業者の給与)

- 第 4 5 条の 3 職員が配偶者同行休業を取得した場合は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、その期間中、給与を支給しない。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業の期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、学長が別に定めるところにより、俸給を調整することができる。
 - 3 前 2 項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

第 7 章 その他

(異動保障給等の支給方法)

- 第 4 6 条 異動保障給、広域異動給、教職調整給、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、看護職員特例手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末給及び勤勉給の支給方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

- 第 4 7 条 第 19 条及び第 20 条、第 22 条から第 24 条まで並びに第 27 条から第 34 条までの規定は、指定職員俸給表の適用を受ける職員には適用しない。
- 2 第 32 条から第 34 条までの規定は、管理職員には適用しない。

(年俸制の適用)

第48条 学長が特に必要と認めた職員の給与については、この規程にかかわらず年俸制を適用することができる。

2 年俸制に関し必要な事項は、別に定める。

(現況確認等)

第49条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（以下「届出手当」という。）は、年1回以上、現況確認を行う。

2 学長は、前項の現況確認のため、現況確認の書類の提出を求めるものとする。

3 学長は、届出手当を受給している職員が正当な理由なく現況確認の書類を提出しない場合には、当該届出手当の支給を一時差止めすることができる。

4 前項の場合において、支給の一時差止めから3か月以内に現況確認の書類が提出されなかった場合は、支給の一時差止め時に支給要件が消滅したものとみなす。

5 学長は、第3項又は前項の処理を行う場合は、対象となる職員に対して、一時差止め又は支給要件が消滅する旨を予告するものとする。

6 学長は、第4項の処理を行った場合は、対象となった職員に対して、支給要件が消滅した旨を通知するものとする。

(雑則)

第50条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

2 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）の設立の日の前に宮崎大学の職員として在職し、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により引き続いて本法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）は、宮崎大学の職員としての在職した期間は、本法人の職員として在職したものとみなしてこの規程を適用する。

3 承継職員となった者の本法人成立の日に適用される俸給表、級、号俸及び次期昇給時期は、第8条及び第15条にかかわらず、本法人成立の日に宮崎大学の職員として在職したものと仮定した場合に適用される俸給表（下表により読み替えた後の俸給表）、級、号俸及び次期昇給時期とする。

読み替え前 (一般職の職員の給与に関する法律第6条に定める俸給表)	読み替え後 (職員給与規程第9条に定める俸給表)
行政職俸給表(一)	一般職員俸給表
行政職俸給表(二)	技能・労務職員俸給表
教育職俸給表(一)	教育職員Ⅰ俸給表
教育職俸給表(三)	教育職員Ⅱ俸給表
医療職俸給表(二)	医療職員Ⅰ俸給表
医療職俸給表(三)	医療職員Ⅱ俸給表
指定職俸給表	指定職員俸給表

4 第15条の適用については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（以下「給与法」という。）附則第11条から第13条までの例による。

5 本法人の設立の日の前日に給与法第11条の7の規定の適用を受けている職員に対する第21条の規定の適用については、同条第1項中「場合（異動前の調整手当に相当する給与を受けていた地域に6月を超えて在勤していた場合に限る。）」とあるのは、「場合」と、「から2年」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、別表第2の期間中「1年目」とあるのは「異動の日から3年を経過する日又は平成17年3月31日のいずれか早い日まで」と、同表の期間中「2年目」とあるのは「異動の日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日まで」とする。

6 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、職員の給与については、この規程に定めるもののほか、国立大学法人宮崎大学役職員の給与の臨時特例に関する規程の定めるところによる。

- 7 平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、第 31 条の 2 第 2 項に定める額に次の各号に掲げる職名に応じ、当該各号に定める額を加えて支給する。
- (1) 教授 50,000 円
 - (2) 准教授 40,000 円
 - (3) 講師 30,000 円
 - (4) 助教 20,000 円

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 12 月期の勤勉給における第 38 条第 3 項別表第 13 の成績率の適用については、同表中「100 分の 70」とあるのは「100 分の 72.5」と、「100 分の 90」とあるのは「100 分の 92.5」とする。
- 3 平成 17 年 12 月期の期末特別給における第 39 条第 2 項別表第 14 の期別支給割合の適用については、同表中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 172.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている級であった職員の切替日における級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に 2 の級が掲げられている職員の切替日における級は、学長が指定するものにあつては、旧級に対応する同欄の下段に定める級とし、その他の職員にあつては、旧級に対応する同欄の上段に定める級とする。
- 3 切替日の前日においてこの規程の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、附則第 4 項から第 6 項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（附則第 7 項で別に定める職員にあつては、同項に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号俸とする。
- 4 附則第 2 項後段の規定により新級を決定される職員（附則第 6 項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第 3 に定める号俸とする。
- 5 切替日の前日において指定職員俸給表の適用を受けていた職員の号俸は、旧号俸に対応する附則別表第 4 の新号俸欄に定める号俸とする。
- 6 切替日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の号俸は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）及びその者が旧俸給月額を受けていた期間（次項で別に定める職員にあつては、同項に定める期間。以下「旧俸給経過期間」という。）に応じて附則別表第 5 に定める号俸とする。
- 7 附則第 3 項及び前項の「別に定める職員」は、次の各号に掲げる職員とし、それぞれ当該各号に掲げる期間を経過期間とする。
 - (1) 切替日前において特別昇給以外の事由によりこの規程の改正がないものとした場合において旧号俸又は旧俸給月額（以下「旧号俸等」という。）からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員（第 4 号及び第 5 号に掲げる職員を除く。）旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、この規程の改正がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員（第 4 号及び第 5 号に掲げる職員を除く。）旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間（旧号俸等を受けたと見なす日が切替日以後となる職員にあつては、0）
 - (3) この規程の改正がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前において昇給延伸の事由に該当した職員（第 4 号及び第 5 号に掲げる職員を除く。）切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸等を受けたと見なす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (4) 切替日の前日において次に掲げる職員であつた者 0
 - イ 職員就業規則第 14 条又は有期契約職員就業規則第 14 条の規定により休職にされていた職員
 - ロ 職員就業規則第 38 条又は有期契約職員就業規則第 38 条の規定により育児休業をしていた職員
 - (5) 前号に掲げる職員となった後、切替日前に復職し、又は職務に復帰した者で、切替日の前日において号俸調整の時期に達していなかったもの 特定起算日（この規程の改正がな

いものとした場合におけるその者の当該号俸調整の時期から旧号俸等からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。) から切替日の前日までの期間に相当する期間

- (6) この規程の改正がないものとした場合において改正前の第 15 条第 3 項の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員 0
- 8 切替日の前日から引き続きこの規程の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人宮崎大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 22 年 11 月 25 日制定。次項において「平成 22 年改正規程」という。）附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（職員就業規則第 21 条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が平成 22 年改正規程附則第 2 項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- (1) 適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）（次号に掲げる職員を除く） 100 分の 99.1
- (2) 指定職員俸給表の適用を受ける職員 100 分の 98.94
- (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 24 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技能・労務職員俸給表	1 級	1 号俸から 68 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職員Ⅰ俸給表	1 級	1 号俸から 48 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 12 号俸まで
教育職員Ⅱ俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 44 号俸まで
医療職員Ⅰ俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職員Ⅱ俸給表	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 40 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 9 切替日の前日において一般職給与法適用職員等であつた者から、引き続きこの規程の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日において本法人の職員であつたと仮定した場合に受けることとなる俸給月額（平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成 22 年改正規程附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（職員就業規則第 21 条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が平成 22 年改正規程附則第 2 項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額を俸給として支給する。
- (1) 減額改定対象職員 100 分の 99.1
- (2) 指定職員俸給表の適用を受ける職員 100 分の 98.94
- (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

- 10 平成19年1月1日における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第17条第1項	第17条第2項		第17条第3項		
昇給日前1年間	4号俸	3号俸	4号俸	3号俸	2号俸
平成18年4月1日から同年12月31日までの期間	2号俸	1号俸	2号俸	1号俸	0号俸

- 11 平成19年1月2日から平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第17条第2項		第17条第3項		
4号俸	3号俸	4号俸	3号俸	2号俸
3号俸	2号俸	3号俸	2号俸	1号俸

附則別表第1 級の切替表（附則第2項関係）

俸給表	旧級	新級
一般職員俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級 10級
技能・労務職員俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
教育職員I俸給表	5級	5級
		6級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の級が掲げられている級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

(1) 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19

	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			

	9 月以上 12 月未滿			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未滿			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未滿			90	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未滿			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未滿			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未滿			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未滿			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未滿			97	73	101					
	3 月以上 6 月未滿			98	73	102					
	6 月以上 9 月未滿			99	74	103					
	9 月以上 12 月未滿			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未滿			101	75	105					
	3 月以上 6 月未滿			102	75	106					
	6 月以上 9 月未滿			103	76	107					
	9 月以上 12 月未滿			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3 月未滿			105	77						
	3 月以上 6 月未滿			106	78						
	6 月以上 9 月未滿			107	79						
	9 月以上 12 月未滿			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未滿			109	81						
	3 月以上 6 月未滿			110	82						
	6 月以上 9 月未滿			111	83						
	9 月以上 12 月未滿			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未滿			113							
	3 月以上 6 月未滿			114							
	6 月以上 9 月未滿			115							
	9 月以上 12 月未滿			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未滿			117							
	3 月以上 6 月未滿			118							
	6 月以上 9 月未滿			119							
	9 月以上 12 月未滿			120							
	12 月以上			121							
31	3 月未滿			121							
	3 月以上 6 月未滿			122							
	6 月以上 9 月未滿			123							
	9 月以上 12 月未滿			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未滿			125							
	3 月以上 6 月未滿			125							
	6 月以上 9 月未滿			125							
	9 月以上 12 月未滿			125							
	12 月以上			125							

(2) 技能・労務職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
	3月未満	41	41	37	49	29	25

12	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	

24	6 月以上 9 月未滿	91	91	78	99	79	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	78	100	80	
	12 月以上	93	93	79	101	81	
25	3 月未滿	93	93	79	101	81	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79	102	82	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	80	103	83	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	80	104	84	
	12 月以上	97	97	81	105	85	
26	3 月未滿	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84	108	88	
	12 月以上	101	101	85	109	89	
27	3 月未滿	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86	112	92	
	12 月以上	105	105	87	113	93	
28	3 月未滿	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115		
	9 月以上 12 月未滿	108	108	88	116		
	12 月以上	109	109	89	117		
29	3 月未滿	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119		
	9 月以上 12 月未滿	112	112	92	120		
	12 月以上	113	113	93	121		
30	3 月未滿	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123		
	9 月以上 12 月未滿	116	116	94	124		
	12 月以上	117	117	95	125		
31	3 月未滿	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127		
	9 月以上 12 月未滿	120	120	96	128		
	12 月以上	121	121	97	129		
32	3 月未滿	121	121				
	3 月以上 6 月未滿	121	122				
	6 月以上 9 月未滿	121	123				
	9 月以上 12 月未滿	121	124				
	12 月以上	121	125				
33	3 月未滿		125				
	3 月以上 6 月未滿		126				
	6 月以上 9 月未滿		127				
	9 月以上 12 月未滿		128				
	12 月以上		129				

(3) 教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1
	12 月以上	5	5	5	1
3	3 月未満	5	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	1
	12 月以上	9	9	9	1
4	3 月未満	9	9	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	2
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	3
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	4
	12 月以上	13	13	13	5
5	3 月未満	13	13	13	5
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	6
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	7
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	8
	12 月以上	17	17	17	9
6	3 月未満	17	17	17	9
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	10
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	11
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	12
	12 月以上	21	21	21	13
7	3 月未満	21	21	21	13
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	14
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	15
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	16
	12 月以上	25	25	25	17
8	3 月未満	25	25	25	17
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	18
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	19
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	20
	12 月以上	29	29	29	21
9	3 月未満	29	29	29	21
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	22
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	23
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	24
	12 月以上	33	33	33	25
10	3 月未満	33	33	33	25
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	26
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	27
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	28
	12 月以上	37	37	37	29
11	3 月未満	37	37	37	29
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	30
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	31
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	32
	12 月以上	41	41	41	33
	3 月未満	41	41	41	33
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	34

12	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	35
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	36
	12 月以上	45	45	45	37
13	3 月未滿	45	45	45	37
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	38
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	39
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	40
	12 月以上	49	49	49	41
14	3 月未滿	49	49	49	41
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	42
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	43
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	44
	12 月以上	53	53	53	45
15	3 月未滿	53	53	53	45
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	46
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	47
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	48
	12 月以上	57	57	57	49
16	3 月未滿	57	57	57	49
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	50
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	51
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	52
	12 月以上	61	61	61	53
17	3 月未滿	61	61	61	53
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	54
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	55
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	56
	12 月以上	65	65	65	57
18	3 月未滿	65	65	65	57
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	58
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	59
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	60
	12 月以上	69	69	69	61
19	3 月未滿	69	69	69	61
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	62
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	63
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	64
	12 月以上	73	73	73	65
20	3 月未滿	73	73	73	65
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	66
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	67
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	68
	12 月以上	77	77	77	69
21	3 月未滿	77	77	77	69
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	70
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	71
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	72
	12 月以上	81	81	81	73
22	3 月未滿	81	81	81	73
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	74
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	75
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	76
	12 月以上	85	85	85	77
23	3 月未滿	85	85	85	77
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	78
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	79
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88	80
	12 月以上	89	89	89	81
24	3 月未滿	89	89	89	81
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	82
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	83
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92	84
	12 月以上	93	93	93	85

25	3月未滿	93	93	93	85
	3月以上6月未滿	94	94	94	86
	6月以上9月未滿	95	95	95	87
	9月以上12月未滿	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未滿	97	97	97	89
	3月以上6月未滿	98	98	98	90
	6月以上9月未滿	99	99	99	91
	9月以上12月未滿	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
27	3月未滿	101	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
28	3月未滿	105	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	126	126		
	6月以上9月未滿	127	127		
	9月以上12月未滿	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未滿	129	129		
	3月以上6月未滿	130	130		
	6月以上9月未滿	131	131		
	9月以上12月未滿	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未滿	133			
	3月以上6月未滿	134			
	6月以上9月未滿	135			
	9月以上12月未滿	136			

	12 月以上	137			
36	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 12 月未滿	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未滿	141			
	3 月以上 6 月未滿	142			
	6 月以上 9 月未滿	143			
	9 月以上 12 月未滿	144			
	12 月以上	145			
38	3 月未滿	145			
	3 月以上 6 月未滿	146			
	6 月以上 9 月未滿	147			
	9 月以上 12 月未滿	148			
	12 月以上	149			

(4) 教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
	3月未満	41	41	37	25

12	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	40	28
	12 月以上	45	45	41	29
13	3 月未滿	45	45	41	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	32
14	12 月以上	49	49	45	33
	3 月未滿	49	49	45	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	35
15	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	36
	12 月以上	53	53	49	37
	3 月未滿	53	53	49	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	37
16	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	37
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	37
	12 月以上	57	57	53	37
	3 月未滿	57	57	53	
17	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	
	12 月以上	61	61	57	
18	3 月未滿	61	61	57	
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	
19	12 月以上	65	65	61	
	3 月未滿	65	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	
20	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	
	12 月以上	69	69	65	
	3 月未滿	69	69	65	
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	
21	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	
	9 月以上 12 月未滿	72	72	68	
	12 月以上	73	73	69	
	3 月未滿	73	73	69	
22	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	
	9 月以上 12 月未滿	76	76	72	
	12 月以上	77	77	73	
23	3 月未滿	77	77	73	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	
	9 月以上 12 月未滿	80	80	76	
24	12 月以上	81	81	77	
	3 月未滿	81	81	77	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	78	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	79	
25	9 月以上 12 月未滿	84	84	80	
	12 月以上	85	85	81	
	3 月未滿	85	85	81	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	82	

23	6 月以上 9 月未滿	87	87	83	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	84	
	12 月以上	89	89	85	
24	3 月未滿	89	89	85	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	90	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	91	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	92	
	12 月以上	97	97	93	
26	3 月未滿	97	97	93	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	93	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	93	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	93	
	12 月以上	101	101	93	
27	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104		
	12 月以上	105	105		
28	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上 12 月未滿	108	108		
	12 月以上	109	109		
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 12 月未滿	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 12 月未滿	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	125	126		
	6 月以上 9 月未滿	125	127		
	9 月以上 12 月未滿	125	128		

	12 月以上	125	129		
34	3 月未滿		129		
	3 月以上 6 月未滿		130		
	6 月以上 9 月未滿		131		
	9 月以上 12 月未滿		132		
	12 月以上		133		
35	3 月未滿		133		
	3 月以上 6 月未滿		134		
	6 月以上 9 月未滿		135		
	9 月以上 12 月未滿		136		
	12 月以上		137		
36	3 月未滿		137		
	3 月以上 6 月未滿		138		
	6 月以上 9 月未滿		139		
	9 月以上 12 月未滿		140		
	12 月以上		141		

(5) 医療職員 I 俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	経過期間									
1	3月未満				1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上		9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満		9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上		13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満		13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上		17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満		17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満		19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満		20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上		21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満		21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満		22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満		23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満		24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上		25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満		25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満		26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満		27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満		28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上		29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満		29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満		30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満		31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満		32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上		33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満		33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満		34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満		35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満		36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上		37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満		37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満		38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満		39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満		40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上		41	41	41	37	33	29	25	21
	3月未満		41	41	41	37	33	29	25	21

12	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未滿	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未滿	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
	3月未滿	85	85	85	81	77			

23	3 月以上 6 月未滿	85	86	86	82	78			
	6 月以上 9 月未滿	85	87	87	83	79			
	9 月以上 12 月未滿	85	88	88	84	80			
	12 月以上	85	89	89	85	81			
24	3 月未滿		89	89	85				
	3 月以上 6 月未滿		90	90	86				
	6 月以上 9 月未滿		91	91	87				
	9 月以上 12 月未滿		92	92	88				
	12 月以上		93	93	89				
25	3 月未滿		93	93	89				
	3 月以上 6 月未滿		94	94	90				
	6 月以上 9 月未滿		95	95	91				
	9 月以上 12 月未滿		96	96	92				
	12 月以上		97	97	93				
26	3 月未滿		97	97	93				
	3 月以上 6 月未滿		98	98	94				
	6 月以上 9 月未滿		99	99	95				
	9 月以上 12 月未滿		100	100	96				
	12 月以上		101	101	97				
27	3 月未滿		101	101	97				
	3 月以上 6 月未滿		102	102	98				
	6 月以上 9 月未滿		103	103	99				
	9 月以上 12 月未滿		104	104	100				
	12 月以上		105	105	101				
28	3 月未滿		105	105					
	3 月以上 6 月未滿		105	106					
	6 月以上 9 月未滿		105	107					
	9 月以上 12 月未滿		105	108					
	12 月以上		105	109					
29	3 月未滿			109					
	3 月以上 6 月未滿			110					
	6 月以上 9 月未滿			111					
	9 月以上 12 月未滿			112					
	12 月以上			113					
30	3 月未滿			113					
	3 月以上 6 月未滿			113					
	6 月以上 9 月未滿			113					
	9 月以上 12 月未滿			113					
	12 月以上			113					

(6) 医療職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31

	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
	3月未滿	101	101	101	97			

27	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	98			
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	99			
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	100			
	12 月以上	105	105	105	101			
28	3 月未滿	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	103			
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	104			
	12 月以上	109	109	109	105			
29	3 月未滿	109	109	109				
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110				
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111				
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112				
	12 月以上	113	113	113				
30	3 月未滿	113	113	113				
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114				
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115				
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116				
	12 月以上	117	117	117				
31	3 月未滿	117	117	117				
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118				
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119				
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120				
	12 月以上	121	121	121				
32	3 月未滿	121	121					
	3 月以上 6 月未滿	122	122					
	6 月以上 9 月未滿	123	123					
	9 月以上 12 月未滿	124	124					
	12 月以上	125	125					
33	3 月未滿	125	125					
	3 月以上 6 月未滿	126	126					
	6 月以上 9 月未滿	127	127					
	9 月以上 12 月未滿	128	128					
	12 月以上	129	129					
34	3 月未滿	129	129					
	3 月以上 6 月未滿	130	130					
	6 月以上 9 月未滿	131	131					
	9 月以上 12 月未滿	132	132					
	12 月以上	133	133					
35	3 月未滿	133	133					
	3 月以上 6 月未滿	134	134					
	6 月以上 9 月未滿	135	135					
	9 月以上 12 月未滿	136	136					
	12 月以上	137	137					
36	3 月未滿	137	137					
	3 月以上 6 月未滿	138	138					
	6 月以上 9 月未滿	139	139					
	9 月以上 12 月未滿	140	140					
	12 月以上	141	141					
37	3 月未滿	141	141					
	3 月以上 6 月未滿	142	142					
	6 月以上 9 月未滿	143	143					
	9 月以上 12 月未滿	144	144					
	12 月以上	145	145					
38	3 月未滿	145	145					
	3 月以上 6 月未滿	146	146					
	6 月以上 9 月未滿	147	147					
	9 月以上 12 月未滿	148	148					
	12 月以上	149	149					
39	3 月未滿	149						
	3 月以上 6 月未滿	150						
	6 月以上 9 月未滿	151						
	9 月以上 12 月未滿	152						
	12 月以上	153						
40	3 月未滿	153						
	3 月以上 6 月未滿	154						
	6 月以上 9 月未滿	155						
	9 月以上 12 月未滿	156						

	12 月以上	157						
41	3 月未滿	157						
	3 月以上 6 月未滿	158						
	6 月以上 9 月未滿	159						
	9 月以上 12 月未滿	160						
	12 月以上	161						

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の級が掲げられている級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

(1) 旧級が一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

(2) 旧級が教育職員 I 俸給表の 5 級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間		
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
7	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
8	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
9	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
10	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
11	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上 12 月未満	24	1
	12 月以上	25	1
	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1

12	6 月以上 9 月未滿	27	1
	9 月以上 12 月未滿	28	1
	12 月以上	29	1
13	3 月未滿	29	1
	3 月以上 6 月未滿	30	1
	6 月以上 9 月未滿	31	1
	9 月以上 12 月未滿	32	1
	12 月以上	33	1
14	3 月未滿	33	1
	3 月以上 6 月未滿	34	1
	6 月以上 9 月未滿	35	1
	9 月以上 12 月未滿	36	1
	12 月以上	37	1
15	3 月未滿	37	1
	3 月以上 6 月未滿	38	1
	6 月以上 9 月未滿	39	1
	9 月以上 12 月未滿	40	1
	12 月以上	41	1
16	3 月未滿	41	1
	3 月以上 6 月未滿	42	1
	6 月以上 9 月未滿	43	1
	9 月以上 12 月未滿	44	1
	12 月以上	45	1
17	3 月未滿	45	1
	3 月以上 6 月未滿	46	1
	6 月以上 9 月未滿	47	1
	9 月以上 12 月未滿	48	1
	12 月以上	49	1
18	3 月未滿	49	1
	3 月以上 6 月未滿	50	1
	6 月以上 9 月未滿	51	1
	9 月以上 12 月未滿	52	1
	12 月以上	53	1
19	3 月未滿	53	1
	3 月以上 6 月未滿	54	1
	6 月以上 9 月未滿	55	1
	9 月以上 12 月未滿	56	1
	12 月以上	57	1
20	3 月未滿	57	1
	3 月以上 6 月未滿	58	2
	6 月以上 9 月未滿	59	3
	9 月以上 12 月未滿	60	4
	12 月以上	61	5
21	3 月未滿	61	5
	3 月以上 6 月未滿	62	6
	6 月以上 9 月未滿	63	7
	9 月以上 12 月未滿	64	8
	12 月以上	65	9
22	3 月未滿	65	9
	3 月以上 6 月未滿	66	9
	6 月以上 9 月未滿	67	10
	9 月以上 12 月未滿	68	10
	12 月以上	69	11
23	3 月未滿	69	11
	3 月以上 6 月未滿	70	11
	6 月以上 9 月未滿	71	12
	9 月以上 12 月未滿	72	12
	12 月以上	73	13

附則別表第4 指定職員俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表（附則第5項関係）

旧号俸	新号俸
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4

附則別表第5 級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額の切替え(附則第6項関係)

(1) 旧級が一般職員俸給表の11級又は教育職員I俸給表の5級である職員以外の職員の新号俸

イ 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過 期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧俸給月額					
1級	全ての俸給月額	40				
2級	全ての俸給月額	93(最高号俸)				
3級	全ての俸給月額	125(最高号俸)				
4級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
		上記以外の俸給月額	113(最高号俸)			
	383,000	109	110	111	112	113
5級	上記以外の俸給月額	113(最高号俸)				
6級	418,700	89	90	91	92	93
	上記以外の俸給月額	93(最高号俸)				
7級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
	上記以外の俸給月額	85(最高号俸)				
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
	上記以外の俸給月額	77(最高号俸)				
9級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
	上記以外の俸給月額	61(最高号俸)				
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45
	上記以外の俸給月額	45(最高号俸)				

ロ 技能・労務職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過 期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧俸給月額					
1級	全ての俸給月額	121(最高号俸)				
2級	278,600	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
	上記以外の俸給月額	137(最高号俸)				
3級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
	上記以外の俸給月額	111				
4級	326,100	129	130	131	132	133
	上記以外の俸給月額	133(最高号俸)				
5級	350,300	93	94	95	96	97

	352,500	97	98	99	100	101
	上記以外の俸給月額	101 (最高号俸)				
6 級	全ての俸給月額	69 (最高号俸)				

ハ 教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過 期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧俸給月額					
1 級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
	上記以外の俸給月額	157 (最高号俸)				
2 級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
	上記以外の俸給月額	141 (最高号俸)				
3 級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
	上記以外の俸給月額	117 (最高号俸)				
4 級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
	上記以外の俸給月額	101 (最高号俸)				

ニ 教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過 期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧俸給月額					
1 級	全ての俸給月額	125 (最高号俸)				
2 級	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149
	上記以外の俸給月額	149 (最高号俸)				
3 級	全ての俸給月額	93 (最高号俸)				
4 級	全ての俸給月額	37 (最高号俸)				

ホ 医療職員Ⅰ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過 期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧俸給月額					
1 級	全ての俸給月額	85 (最高号俸)				
2 級	全ての俸給月額	105 (最高号俸)				
3 級	全ての俸給月額	113 (最高号俸)				
4 級	386,900	101	102	103	104	105
	上記以外の俸給月額	105 (最高号俸)				
5 級	424,900	81	82	83	84	85
	上記以外の俸給月額	85 (最高号俸)				
6 級	全ての俸給月額	65 (最高号俸)				
7 級	491,600	49	50	51	52	53
	上記以外の俸給月額	53 (最高号俸)				
8 級	全ての俸給月額	37 (最高号俸)				

へ 医療職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧級	旧俸給経過 期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧俸給月額					
1級	321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
	上記以外の俸給月額	169 (最高号俸)				
2級	369,600	149	150	151	152	153
	上記以外の俸給月額	153 (最高号俸)				
3級	396,600	121	122	123	124	125
	上記以外の俸給月額	125 最高号俸)				
4級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
	上記以外の俸給月額	113 (最高号俸)				
5級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93
	上記以外の俸給月額	93 (最高号俸)				
6級	全ての俸給月額	69 (最高号俸)				
7級	全ての俸給月額	57 (最高号俸)				

(2) 旧級が一般職員俸給表の11級又は教育職員Ⅰ俸給表の5級である職員の新号俸

イ 旧級が一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧俸給月額	旧俸給経過 期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
580,300	9級	37	38	39	40	41
	10級	14	14	15	15	15
上記以外の 俸給月額	9級	41 (最高号俸)				
	10級	15				

ロ 旧級が教育職員Ⅰ俸給表の5級である職員の新号俸

旧俸給月額	旧俸給経過 期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
592,800	5級	73	74	75	76	77
	6級	13	13	14	14	15
597,400	5級	77	78	79	80	81
	6級	15	15	16	16	17
上記以外の 俸給月額	5級	81 (最高号俸)				
	6級	17				

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日までの間においては、第21条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 第21条の2の規定は、平成16年4月2日から平成18年3月31日までの間に職員が勤務場所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同項第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項及び附則第 4 項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第 4 項において「俸給月額減額基礎額」という。））
 - (2) 異動保障給 当該特定職員の俸給月額に対する異動保障給の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する異動保障給の月額）
 - (3) 広域異動給 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動給の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する異動保障給の月額）
 - (4) 期末給 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給並びにこれに対する異動保障給、広域異動給、役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に、当該特定職員に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障給、広域異動給、役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に、当該特定職員に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額）
 - (5) 勤勉給 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給並びにこれに対する異動保障給、広域異動給、役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に、当該特定職員に係る期間率及び成績率を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障給、広域異動給、役職段階別加算額及び管理職加算額の合計額に、当該特定職員に係る期間率及び成績率を乗じて得た額）
 - (6) 第 41 条第 1 項から第 5 項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - イ 第 41 条第 1 項 前各号に定める額
 - ロ 第 41 条第 2 項から第 5 項 前各号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級
教育職員Ⅰ俸給表	5級
教育職員Ⅱ俸給表	4級
医療職員Ⅰ俸給表	6級
医療職員Ⅱ俸給表	6級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての勤務1時間当たりの給与額は、第40条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給並びにこれに対する異動保障給、広域異動給の合計額を毎年1月1日を起算日とした1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障給、広域異動給の合計額を毎年1月1日を起算日とした1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける者及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が定める職員を除く。）その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 別表第11に規定する義務教育等教員特別手当の月額は、同表の規定にかかわらず、平成23年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

（平成23年度）

別表第11（第31条関係）

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1～4	5,000円	5,400円	8,600円	10,700円	17,100円
5～8	5,200円	5,700円	9,300円	11,100円	17,500円
9～12	5,400円	6,000円	9,700円	11,500円	17,900円
13～16	5,600円	6,300円	10,000円	12,400円	18,300円
17～20	5,900円	6,600円	11,000円	12,800円	18,700円
21～24	6,200円	7,000円	11,400円	13,200円	19,000円
25～28	6,500円	7,300円	11,800円	13,600円	19,400円
29～32	6,800円	7,600円	12,500円	14,000円	19,600円
33～36	7,100円	7,900円	12,800円	14,400円	19,900円
37～40	7,400円	8,300円	13,500円	14,800円	20,200円
41～44	7,700円	8,900円	13,800円	15,100円	20,200円
45～48	8,000円	9,300円	14,100円	15,500円	
49～52	8,300円	9,700円	14,400円	15,900円	
53～56	8,600円	10,500円	14,700円	16,300円	
57～60	8,800円	10,900円	15,200円	16,700円	
61～64	9,100円	11,300円	15,500円	17,100円	
65～68	9,400円	12,100円	16,100円	17,400円	
69～72	9,900円	12,500円	16,300円	17,700円	
73～76	9,700円	12,900円	16,500円	18,000円	
77～80	10,200円	13,300円	17,000円	18,300円	
81～84	10,400円	13,700円	17,200円	18,500円	

85～88	10,600円	14,000円	17,400円	18,700円	
89～92	10,800円	14,400円	17,600円	18,900円	
93～96	11,000円	14,700円	17,800円	19,100円	
97～100	11,200円	15,000円	18,100円		
101～104	11,400円	15,400円	18,200円		
105～108	11,500円	15,700円	18,300円		
109～112	11,600円	16,000円	18,400円		
113～116	11,700円	16,300円			
117～120	11,900円	16,500円			
121～124	12,000円	16,800円			
125～128	12,100円	17,000円			
129～132		17,200円			
133～136		17,400円			
137～153		17,600円			

(平成24年度)

別表第11 (第31条関係)

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1～4	4,000円	4,300円	6,800円	8,500円	13,500円
5～8	4,100円	4,500円	7,400円	8,800円	13,800円
9～12	4,300円	4,800円	7,700円	9,100円	14,200円
13～16	4,400円	5,000円	7,900円	9,800円	14,500円
17～20	4,700円	5,200円	8,600円	10,100円	14,800円
21～24	4,900円	5,600円	9,000円	10,400円	15,000円
25～28	5,200円	5,800円	9,300円	10,800円	15,300円
29～32	5,400円	6,000円	9,800円	11,100円	15,500円
33～36	5,600円	6,300円	10,100円	11,400円	15,700円
37～40	5,900円	6,600円	10,700円	11,700円	16,000円
41～44	6,100円	7,000円	10,900円	11,900円	16,000円
45～48	6,300円	7,400円	11,200円	12,300円	
49～52	6,600円	7,700円	11,400円	12,600円	
53～56	6,800円	8,300円	11,700円	12,900円	
57～60	7,000円	8,600円	12,000円	13,200円	
61～64	7,200円	8,900円	12,300円	13,500円	
65～68	7,400円	9,500円	12,700円	13,800円	
69～72	7,800円	9,900円	12,900円	14,000円	
73～76	7,700円	10,200円	13,100円	14,200円	
77～80	8,100円	10,500円	13,400円	14,500円	
81～84	8,200円	10,800円	13,600円	14,600円	
85～88	8,400円	11,100円	13,800円	14,800円	
89～92	8,600円	11,400円	13,900円	14,900円	
93～96	8,700円	11,600円	14,100円	15,100円	
97～100	8,900円	11,900円	14,300円		
101～104	9,000円	12,200円	14,400円		
105～108	9,100円	12,400円	14,500円		
109～112	9,200円	12,700円	14,600円		
113～116	9,300円	12,900円			
117～120	9,400円	13,100円			
121～124	9,500円	13,300円			
125～128	9,600円	13,400円			
129～132		13,600円			
133～136		13,800円			
137～144		13,900円			
145～153		14,000円			

- 9 切替日の前日において一般職給与法適用職員等であった者から、引き続きこの規程の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日において本法人の職員であったと仮定した場合に受けることとなる俸給月額（平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成 22 年改正規程附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（職員就業規則第 21 条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が平成 22 年改正規程附則 2 項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額を俸給として支給する。
- (1) 減額改定対象職員 100 分の 99.1
 - (2) 指定職員俸給表の適用を受ける職員 100 分の 98.94
 - (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 44 条第 5 項の規定は、育児休業をした職員が平成 24 年 4 月 1 日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合における改正後の第 44 条第 5 項の規定の適用については、同項中「100 分の 100 以下」とあるのは、「100 分の 100 以下（当該期間のうち平成 24 年 4 月 1 日前の期間については、2 分の 1）」とする。
- 4 平成 24 年 4 月 1 日において改正後の国立大学法人宮崎大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18 年 3 月 30 日制定。以下「平成 18 年改正規程」という。）附則第 8 項及び第 9 項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 17 条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が定める職員の平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が定める職員にあつては、2 号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成 25 年 4 月 1 日において改正後の平成 18 年改正規程附則第 8 項及び第 9 項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 24 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が定める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が定める職員にあつては、2 号俸）上位の号俸とする。
- 6 平成 26 年 4 月 1 日において改正後の平成 18 年改正規程附則第 8 項及び第 9 項の規定による俸給に関する状況を考慮して学長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 24 年 4 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が定める職員の平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が定める職員にあつては、2 号俸）上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 28 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 3 項の改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 11 月 27 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する職員については、平成 26 年 4 月 1 日から施行日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を平成 27 年 1 月の給与支給日に支給する。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が必要な調整を行うことができる。
- 4 平成 27 年 3 月 31 日までの間におけるこの規程の第 17 条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（学長が定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人宮崎大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 22 年 11 月 25 日制定）附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 切替日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第 7	30,000 円	30,000 円を超えない範囲内で学長が定める額
-------	----------	--------------------------

- 7 切替日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその勤務場所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第 21 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 4」とする。
- 8 切替日前に職員がその勤務場所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第 21 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 6」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」とする。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この附則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 22 日から施行し、平成 28 年 11 月 24 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、適用日に本法人に在職する職員で、初任給調整手当を支給されていた者については、平成 28 年 4 月 1 日から適用日の前日までの間に支給した初任給調整手当の額と、この規程の改正後における初任給調整手当の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、別表第 4 に規定する扶養手当の月額額は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
配偶者	その他の職員	10,000 円	6,500 円	6,500 円	
	一般職 8 級職員等	10,000 円	6,500 円	3,500 円	
	一般職 9 級以上職員等	10,000 円	6,500 円	3,500 円	
子 (②)		8,000 円	10,000 円	10,000 円	
父母、祖父母、弟妹 及び重度心身障害 者	その他の職員	6,500 円	6,500 円	6,500 円	
	一般職 8 級職員等	6,500 円	6,500 円	3,500 円	
	一般職 9 級以上職員等	6,500 円	6,500 円	3,500 円	
配偶者が ない場合 の 1 人目	子 (②)	10,000 円 (①)	(配偶者がある場合の子 又は父母等と同様の手当 額とする)		
	父母等	その他の職員			9,000 円 (①)
		一般職 8 級職員等			9,000 円 (①)
		一般職 9 級以上職員等			9,000 円 (①)

①平成 29 年度において、配偶者がなく、子と父母等の双方を扶養する場合には、子を 1 人目の扶養親族とする。

②子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子は、5,000 円を加算する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 29 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 2 月 22 日から施行し、平成 29 年 12 月 21 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、適用日に本法人に在職する職員で、初任給調整手当を支給されていた者については、平成 29 年 4 月 1 日から適用日の前日までの間に支給した初任給調整手当の額と、この規程の改正後における初任給調整手当の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成 27 年 1 月 1 日において昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定める職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 30 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 30 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 11 月 28 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、平成 31 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する職員で、施行日の前日に住居手当の支給対象となっており、この規程の改正後における住居手当の額が 2,000 円を超える減額となる職員については、令和 3 年 3 月 31 日までの間、施行日の属する月の前月の住居手当の額から 2,000 円を減じた額を住居手当として支給する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1-1 (第9条関係)

一般職員俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			

61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考：この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1-2 (第9条関係)

技能・労務職員俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500

49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	

102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考：この表は、下記の業務に従事する職員に適用する。

- (1) 衛士等の監視、警備等の業務に従事する者
- (2) 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
- (3) 機械手、電気手等の機器の操作、保守等の業務に従事する者
- (4) 介護の業務に従事する者

別表第1-3 (第9条関係)

教育職員 I 俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000	534,400
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300	537,400
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700	540,500
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800	549,000
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000	551,500
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500	553,900
9	191,500	233,900	298,200	347,400	424,200	556,200
10	194,300	236,300	300,700	350,300	426,700	558,000
11	197,000	238,700	303,100	353,400	429,000	559,900
12	199,700	241,100	305,700	356,700	431,300	561,800
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700	563,500
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900	564,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500	568,700
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900	569,500
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200	570,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600	570,900
21	217,000	264,600	324,100	376,500	450,700	571,700
22	218,900	267,600	326,500	378,400	453,000	
23	220,800	270,500	329,100	380,400	455,400	
24	222,700	273,400	331,900	382,100	457,700	
25	224,500	276,200	333,900	383,500	459,700	
26	226,600	278,800	335,900	385,300	461,900	
27	228,700	281,300	338,000	387,100	464,000	
28	230,800	284,000	340,400	389,000	466,200	
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300	
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600	
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800	
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900	
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800	
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900	
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200	
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400	
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500	
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500	
39	251,600	308,700	362,500	406,900	489,400	
40	253,200	310,400	364,400	408,400	491,300	
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300	
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200	
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900	
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800	
45	261,100	315,500	373,600	415,300	500,700	
46	262,600	316,500	375,400	416,900	502,500	
47	264,300	317,300	376,900	418,300	504,300	

48	265,600	318,300	378,700	419,900	506,200	
49	267,000	319,200	380,200	421,300	507,900	
50	267,700	320,100	381,800	422,600	509,600	
51	268,300	320,900	383,400	423,900	511,400	
52	269,200	321,700	385,100	425,200	513,300	
53	269,900	322,900	386,200	425,900	514,900	
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500	
55	271,200	324,500	389,100	427,800	518,200	
56	272,000	325,300	390,700	428,700	519,800	
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400	
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700	
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000	
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	276,700	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	278,600	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	279,500	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	280,400	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	281,100	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	282,100	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400	
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300	
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900	
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500	
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100	
82	296,000	349,800	415,600	451,800		
83	296,900	350,800	415,900	452,100		
84	297,800	351,800	416,300	452,700		
85	298,300	352,400	416,600	453,100		
86	299,100	353,000	417,000	453,500		
87	299,900	353,600	417,400	453,900		
88	300,800	354,200	417,800	454,200		
89	301,400	354,800	418,100	454,500		
90	302,000	355,200	418,500	454,900		
91	302,700	355,600	418,900	455,300		
92	303,300	356,100	419,200	455,600		
93	304,000	356,600	419,500	455,900		
94	304,600	357,000	419,900	456,300		
95	305,200	357,500	420,200	456,600		
96	305,800	358,000	420,500	456,900		
97	306,500	358,600	420,800	457,200		
98	307,100	359,100	421,200	457,600		
99	307,700	359,500	421,500	457,900		
100	308,300	360,000	421,800	458,200		

101	308,700	360,400	422,100	458,500		
102	309,000	360,900	422,500			
103	309,300	361,200	422,800			
104	309,700	361,700	423,100			
105	310,000	362,200	423,400			
106	310,400	362,600	423,800			
107	310,700	363,100	424,100			
108	311,000	363,600	424,400			
109	311,400	364,000	424,700			
110	311,700	364,500	425,000			
111	312,100	365,000	425,300			
112	312,500	365,400	425,600			
113	312,800	365,800	425,900			
114	313,200	366,200	426,200			
115	313,500	366,700	426,500			
116	313,800	367,100	426,800			
117	314,000	367,500	427,000			
118	314,300	367,900				
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,600	369,500				
123	316,000	370,000				
124	316,400	370,300				
125	316,600	370,700				
126	316,800	371,200				
127	317,100	371,700				
128	317,500	372,100				
129	317,700	372,500				
130	318,000	373,000				
131	318,400	373,500				
132	318,600	374,000				
133	318,800	374,500				
134	319,100	375,000				
135	319,500	375,500				
136	319,700	376,000				
137	319,900	376,500				
138	320,100	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	321,000	378,500				
142	321,300					
143	321,600					
144	321,900					
145	322,300					
146	322,600					
147	322,800					
148	323,100					
149	323,500					
150	323,800					
151	324,100					
152	324,300					
153	324,600					

154	324,900					
155	325,200					
156	325,500					
157	325,700					

備考：この表は、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務職員に適用する。

別表第1-4 (第9条関係)

教育職員Ⅱ俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	特2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200
40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700
41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
42	234,300	266,000	353,100	375,400	
43	235,900	268,200	354,700	376,800	
44	237,500	270,400	356,400	378,300	
45	239,200	272,500	358,200	379,700	
46	240,700	274,700	359,900	381,300	
47	242,000	276,900	361,200	382,900	
48	243,400	278,800	362,800	384,400	

49	244,600	281,100	364,000	385,800	
50	246,000	283,000	365,500	387,300	
51	247,400	284,900	367,100	388,800	
52	248,600	286,900	368,700	390,200	
53	249,700	288,600	370,100	391,400	
54	251,100	290,900	371,600	392,700	
55	252,300	293,200	373,100	393,800	
56	253,300	295,700	374,600	394,900	
57	254,500	297,700	376,100	396,300	
58	255,700	300,100	377,500	397,500	
59	256,800	302,300	378,900	398,700	
60	258,000	304,900	380,200	400,000	
61	259,400	307,200	381,100	401,200	
62	260,200	309,600	382,300	402,200	
63	261,400	311,900	383,500	403,600	
64	262,300	314,100	384,600	404,900	
65	263,300	316,300	385,500	406,100	
66	264,700	318,300	386,700	407,200	
67	265,800	320,300	387,700	408,400	
68	267,100	322,300	388,800	409,500	
69	268,700	324,200	390,000	410,500	
70	270,200	326,300	391,000	411,700	
71	271,500	328,400	392,100	412,900	
72	272,900	330,400	393,300	414,100	
73	273,900	332,500	394,300	414,700	
74	274,900	334,600	395,400	415,500	
75	276,100	336,800	396,500	416,200	
76	277,100	339,000	397,600	416,700	
77	278,300	340,700	398,500	417,000	
78	279,400	342,600	399,400	417,400	
79	280,600	344,300	400,400	417,800	
80	281,800	346,100	401,400	418,200	
81	283,000	347,900	402,200	418,500	
82	283,900	349,700	403,000	418,900	
83	285,100	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	
86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700		
95	295,100	368,200	411,000		
96	295,900	369,400	411,300		
97	296,700	370,400	411,600		
98	297,500	371,400	411,900		
99	298,300	372,400	412,200		
100	299,000	373,400	412,400		
101	299,900	374,300	412,600		

102	300,400	375,300	412,900		
103	300,900	376,300	413,200		
104	301,400	377,300	413,400		
105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			

155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			

備考：(1)この表は、附属中学校、小学校及び幼稚園の校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。

(2)この表の適用を受ける附属中学校、小学校及び幼稚園の校長、園長及び教頭のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1-5 (第9条関係)

医療職員 I 俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	186,200	221,300	251,900	277,600	323,100	368,700	417,700	478,900
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		

57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					

備考：この表は、下記の業務に従事する職員に適用する。

- (1) 薬剤師 (2) 栄養士 (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員 (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員
- (7) 歯科衛生士及び歯科技工士 (8) その他の医療技術職員

別表第1-6 (第9条関係)

医療職員Ⅱ俸給表

(単位：円)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	235,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600

54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			

113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

備考：この表は、下記の業務に従事する職員に適用する。

(1) 保健師 (2) 助産師 (3) 看護師 (4) 准看護師

別表第 1 - 7 (第 9 条関係)

指定職員俸給表
(単位：円)

号俸	俸給月額
1	632,000
2	706,000
3	761,000
4	818,000

備考：この表は、学長が指定した職員に適用する。

別表第 2 (第 2 1 条関係)

異動保障給の月額

期 間	月 額
1 年目	(俸給 + 調整給 + 教職調整給 + 役職給 + 扶養手当) × 異動前地域に係る異動保障給に相当する手当の支給割合 × 100%
2 年目	(俸給 + 調整給 + 教職調整給 + 役職給 + 扶養手当) × 異動前地域に係る異動保障給に相当する手当の支給割合 × 80%

※ 1 円未満の端数は切り捨て

別表第 3 (第 2 2 条関係)

教職調整給の月額

支給する職員	月 額
教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける職員のうち 1 級、2 級又は特 2 級である者	俸給 × 4 / 100

※ 1 円未満の端数は切り捨て

別表第 4 (第 2 3 条関係)

扶養手当の月額

扶 養 親 族	月 額		
	その他の職員	一般職 8 級職員等	一般職 9 級以上職員
配偶者、孫、父母、祖父母、弟妹及び重度心身障害者	6,500 円	3,500 円	
子	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	※子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子は、5,000 円を加算する。		

①一般職 8 級職員等は、一般職員俸給表 8 級、教育職員 I 俸給表 5 級又は医療職員 I 俸給表 8 級の職員とする。

②一般職 9 級以上職員等は、一般職員俸給表 9 級以上又は教育職員 I 俸給表 6 級の職員とする。

別表第5（第24条関係）

住居手当の月額

住居の種類	月 額	
①借家・借間 (第24条第1号)	家賃の月額	計 算 式
	27,000円以下	家賃額-16,000円
	27,000円を超え 61,000円未満	(家賃額-27,000円) × 1/2 + 11,000円
	61,000円以上	28,000円
②借家・借間 (第24条第2号)	①により算出される額の2分の1の額	

※100円未満の端数は切り捨て

別表第6（第25条関係）

通勤手当の月額

通勤の種類	月 額					
交通機関等 (第25条第1号第1号)	運賃等相当額。ただし、運賃等相当額が55,000円を超える場合は、55,000円					
自動車等 (第25条第1号第2号)	使用距離に応じた次に掲げる額					
	5 km未満	5 km以上 10 km未満	10 km以上 15 km未満	15 km以上 20 km未満	20 km以上 25 km未満	25 km以上 30 km未満
	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円
	30 km以上 35 km未満	35 km以上 40 km未満	40 km以上 45 km未満	45 km以上 50 km未満	50 km以上 55 km未満	55 km以上 60 km未満
	18,700円	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円
	60 km以上					
	31,600円					
交通機関等と自動車等との併用者 (第25条第1号第3号)	①利用する交通機関等の距離が通常徒歩によることを例とする距離 以上であり、自動車等の使用距離が片道2 km以上の者 運賃等相当額と自動車等の額との合計額。ただし、運賃等相当額が55,000円を超える場合は、55,000円 ②①以外の者 運賃等相当額と自動車額のいずれか高い額					

※1円未満の端数は切り捨て

別表第7（第26条関係）

単身赴任手当の月額

月 額				
30,000円 + 加算額				
加算額（職員の住居と配偶者の住居（配偶者のいない職員については子の住居）との間、交通距離が100 km以上の職員について、交通距離に応じて次の額）				
100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満	500 km以上 700 km未満	700 km以上 900 km未満	900 km以上 1,100 km未満
8,000円	16,000円	24,000円	32,000円	40,000円
1,100 km以上 1,300 km未満	1,300 km以上 1,500 km未満	1,500 km以上 2,000 km未満	2,000 km以上 2,500 km未満	2,500 km以上
46,000円	52,000円	58,000円	64,000円	70,000円

別表第 8 (第 28 条関係)

初任給調整手当の月額

期 間	月 額	期 間	月 額
1 年未満	50,800 円	1 8 年以上 1 9 年未満	29,400 円
1 年以上 2 年未満	50,800 円	1 9 年以上 2 0 年未満	28,000 円
2 年以上 3 年未満	50,800 円	2 0 年以上 2 1 年未満	26,600 円
3 年以上 4 年未満	50,800 円	2 1 年以上 2 2 年未満	26,000 円
4 年以上 5 年未満	50,800 円	2 2 年以上 2 3 年未満	25,400 円
5 年以上 6 年未満	50,800 円	2 3 年以上 2 4 年未満	24,400 円
6 年以上 7 年未満	49,000 円	2 4 年以上 2 5 年未満	23,800 円
7 年以上 8 年未満	47,200 円	2 5 年以上 2 6 年未満	23,200 円
8 年以上 9 年未満	45,400 円	2 6 年以上 2 7 年未満	22,600 円
9 年以上 1 0 年未満	43,600 円	2 7 年以上 2 8 年未満	22,000 円
1 0 年以上 1 1 年未満	41,800 円	2 8 年以上 2 9 年未満	21,200 円
1 1 年以上 1 2 年未満	40,000 円	2 9 年以上 3 0 年未満	20,900 円
1 2 年以上 1 3 年未満	38,200 円	3 0 年以上 3 1 年未満	20,500 円
1 3 年以上 1 4 年未満	36,400 円	3 1 年以上 3 2 年未満	19,900 円
1 4 年以上 1 5 年未満	35,000 円	3 2 年以上 3 3 年未満	19,000 円
1 5 年以上 1 6 年未満	33,600 円	3 3 年以上 3 4 年未満	18,100 円
1 6 年以上 1 7 年未満	32,200 円	3 4 年以上 3 5 年未満	17,400 円
1 7 年以上 1 8 年未満	30,800 円		

※期間欄は、採用等の日以後の期間を示す。

別表第 9 (第 29 条関係)

宿日直手当の額

種 類	支 給 額 (1 回当たり)
事務の宿日直	6,400 円
看護部の宿日直	6,400 円
薬剤部、検査部、放射線部等の宿日直	6,100 円
医師の宿日直	10,500 円

別表第 10 (第 30 条関係)

管理職員特別勤務手当の額

区 分		支給額 (勤務(実働時間が 6 時間を超える勤務) 1 回)	
		第 30 条第 1 項の勤務	第 30 条第 2 項の勤務
指定職員俸給表適用職員		18,000 円 (27,000 円)	
役職給支給職員 の区分	1 種	12,000 円 (18,000 円)	6,000 円
	2 種	10,000 円 (15,000 円)	5,000 円
	3 種	8,000 円 (12,000 円)	4,300 円
	4 種	6,000 円 (9,000 円)	3,500 円
	5 種	4,000 円 (6,000 円)	3,000 円
第 30 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。			

別表第11 (第31条関係)

義務教育等教員特別手当の月額
(教育職員Ⅱ俸給表の適用を受ける附属学校等教員)

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1～4	2,900円	3,100円	5,000円	6,200円	9,900円
5～8	3,000円	3,300円	5,400円	6,400円	10,100円
9～12	3,100円	3,500円	5,600円	6,700円	10,400円
13～16	3,200円	3,600円	5,800円	7,100円	10,600円
17～20	3,400円	3,800円	6,200円	7,400円	10,800円
21～24	3,600円	4,100円	6,600円	7,600円	11,000円
25～28	3,800円	4,200円	6,800円	7,900円	11,200円
29～32	3,900円	4,400円	7,100円	8,100円	11,300円
33～36	4,100円	4,600円	7,400円	8,300円	11,500円
37～40	4,300円	4,800円	7,800円	8,600円	11,700円
41～44	4,500円	5,100円	8,000円	8,700円	11,700円
45～48	4,600円	5,400円	8,200円	9,000円	
49～52	4,800円	5,600円	8,400円	9,200円	
53～56	4,900円	6,000円	8,600円	9,400円	
57～60	5,100円	6,300円	8,800円	9,700円	
61～64	5,300円	6,500円	9,000円	9,900円	
65～68	5,400円	6,900円	9,300円	10,100円	
69～72	5,600円	7,200円	9,400円	10,200円	
73～76	5,700円	7,500円	9,600円	10,400円	
77～80	5,900円	7,700円	9,800円	10,600円	
81～84	6,000円	7,900円	10,000円	10,700円	
85～88	6,100円	8,100円	10,100円	10,800円	
89～92	6,300円	8,300円	10,200円	10,900円	
93～96	6,400円	8,500円	10,300円	11,100円	
97～100	6,500円	8,700円	10,500円		
101～104	6,600円	8,900円	10,500円		
105～108	6,700円	9,100円	10,600円		
109～112	6,700円	9,300円	10,700円		
113～116	6,800円	9,400円	10,700円		
117～120	6,900円	9,600円	10,700円		
121～124	6,900円	9,700円			
125～128	7,000円	9,800円			
129～132		10,000円			
133～136		10,100円			
137～144		10,200円			
145～148		10,300円			
149～153		10,400円			
154～157		10,400円			

別表第12 (第35条関係)

期末給

支 給 額			
支給額 = (俸給 + 調整給 + 教職調整給 + 扶養手当 + 異動保障給 + 広域異動給 + 役職段階別加算額 + 管理職加算額) × 期別支給割合 × 在職期間別割合			
役職段階別加算額			
俸 給 表	職 務 の 級		加 算 割 合
一般職員	10級・9級・8級		100分の20
	7級・6級		100分の15
	5級・4級		100分の10
	3級		100分の5
技能・労務職員	5級		100分の10
	4級・3級		100分の5
教育職員Ⅰ	5級・6級 (学長が指定する者)		100分の20
	5級・4級 (学長が指定する者)		100分の15
	4級・3級		100分の10
	2級 (修士修了後5年以上の者に限る)		100分の5
教育職員Ⅱ	4級 (学長が指定する者)		100分の20
	4級		100分の15
	3級・特2級		100分の10
	2級 (大学卒後12年以上の者に限る)		100分の5
医療職員Ⅰ	8級・7級・6級		100分の15
	5級		100分の10
	4級・3級・		100分の5
	2級 (短大3卒後15年以上の者に限る)		100分の5
医療職員Ⅱ	7級・6級		100分の15
	5級・4級		100分の10
	3級		100分の5
	2級 (短大3卒後15年以上の者に限る)		100分の5
指定職員			100分の20
管理職加算額			
俸 給 表	役職給の区分	職 務 の 級	加 算 割 合
一般職員	Ⅰ種	7級・8級・9級・10級	25%
	Ⅱ種		15%
	Ⅲ種		10%
教育職員Ⅰ	Ⅱ種	5級・6級	15%
	Ⅲ種①		10%
医療職員Ⅰ	Ⅲ種①	7級・8級	10%
医療職員Ⅱ	Ⅱ種	6級・7級	15%
	Ⅲ種①		10%
指定職員			25%
①は学長が定める者に限る。			
期別支給割合			
基 準 日	一般の職員	特定幹部職員②	指定職員俸給表適用職員
6月1日	100分の130	100分の110	100分の70
12月1日	100分の130	100分の110	100分の70
②の特定幹部職員は、次の職員とする。			
俸 給 表	職 務 の 級		役職給の区分
一般職員	7級・8級・9級・10級		Ⅰ種・Ⅱ種
教育職員Ⅰ	5級・6級		
医療職員Ⅰ	7級・8級		
医療職員Ⅱ	6級・7級		
在職期間別割合			
在 職 期 間			割 合
6箇月			100分の100
5箇月以上6箇月未満			100分の80
3箇月以上5箇月未満			100分の60
3箇月未満			100分の30

※1円未満の端数は切り捨て

別表第13（第38条関係）

勤勉給

支 給 額		
支給額 = (俸給 + 調整給 + 教職調整給 + 異動保障給 + 広域異動給 + 役職段階別加算額 + 管理職加算額) × 期間率 × 成績率		
役職段階別加算額及び管理職加算額の対象となる職員は、期末給と同様		
期間率		
勤 務 期 間	割 合	
6 箇月	100 分の 100	
5 箇月 1 5 日以上	6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上	5 箇月 1 5 日未満	100 分の 90
4 箇月 1 5 日以上	5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上	4 箇月 1 5 日未満	100 分の 70
3 箇月 1 5 日以上	4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上	3 箇月 1 5 日未満	100 分の 50
2 箇月 1 5 日以上	3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上	2 箇月 1 5 日未満	100 分の 30
1 箇月 1 5 日以上	2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上	1 箇月 1 5 日未満	100 分の 15
1 5 日以上	1 箇月未満	100 分の 10
1 5 日未満		100 分の 5
0		0
成績率		
成 績 区 分	一般の職員	特定幹部職員
	成 績 率	成 績 率
特に優秀	190/100 以下 115/100 以上	230/100 以下 139/100 以上
優秀	115/100 未満 103.5/100 以上	139/100 未満 124.5/100 以上
良好	92/100	112/100
良好でない	92/100 未満	112/100 未満
成 績 区 分	指定職員俸給表適用職員	
	成 績 率	
優秀	200/100 以下 108.5/100 以上	
良好	95/100	
良好でない	95/100 未満	

※ 1 円未満の端数は切り捨て